

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年四月二十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年四月二十日

埼玉県北本県土整備事務所長 新 井 哲 也

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 東松山桶川線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>耕地四九七番一地先まで</p>	<p>北本市大字下石戸下字久保耕地六八八番一地先から同市大字下石戸下字久保</p>	<p>区 間</p>
<p>一〇・九一〇・二二・二二</p>	<p>一〇・九一〇・二一・〇六</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
	<p>一〇二・六五</p>	<p>延長 (メートル)</p>
	<p>交差点改良事業による。</p>	<p>備 考</p>